

新	旧
北九州市開発審査会 審 査 基 準 北九州市開発審査会 令和7年11月1日	北九州市開発審査会 審 査 基 準 北九州市開発審査会 令和7年3月1日

新	旧
第5 施行期日 1 この審査基準(第1号から第16号まで)は、平成17年9月1日から施行する。 2～12略 13 審査基準第25号を一部改正のうえ審査基準第26号とし、第24号の次に1号を加える改正は、令和7年3月1日から施行する。 14 審査基準第14号の一部改正は、令和7年11月1日から施行する。	第5 施行期日 1 この審査基準(第1号から第16号まで)は、平成17年9月1日から施行する。 2～12略 13 審査基準第25号を一部改正のうえ審査基準第26号とし、第24号の次に1号を加える改正は、令和7年3月1日から施行する。

新	旧
第14号 特定流通業務施設 1 趣旨 市街化調整区域に建築されることが、やむを得ないと認められる特定流通業務施設を対象とするものである。 2 申請要件 申請内容は、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)第7条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。 (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。)の用に供する施設であること。 (2) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫であること。 以下、略	第14号 特定流通業務施設 1 趣旨 市街化調整区域に建築されることが、やむを得ないと認められる特定流通業務施設を対象とするものである。 2 申請要件 申請内容は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。 (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。)の用に供する施設であること。 (2) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫であること。 以下、略